

法制WG19-2-②

資料②

平成19年10月31日
証券取引等監視委員会事務局

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

我が国市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、2つの基本的な考え方方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

（1）機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

（2）市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。
- ▶ 直ちに法令違反とは言えないような取引などについても、幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていきます。

(2) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

(3) 金融商品取引法制の適切な運用

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢に着目した検査を実施していきます。
- ▶ 開示検査についても、四半期開示制度の導入などに適切に対応していきます。

(4) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していきます。

(5) グローバル化への対応

- ▶ 情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

～市場参加者の皆さんへ～

市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力が不可欠です。証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰でも安心して利用できる公正・透明なものをしていきましょう。

平成 18 年 8 月 2 日

証券取引等監視委員会

我が国証券市場における不公正取引に対して 英國金融サービス機構が行った処分について

1. 昨日、英國金融サービス機構 (The UK Financial Services Authority、以下「英國 F S A」という。) は、英國ヘッジファンドの G L G Partners LP (以下「G L G」という。) 及び G L G の元役員 (以下「当該元役員」という。) (注) が日本の証券市場において行った不公正取引に関し、当該行為が英國金融サービス市場法に規定する市場における不正行為に該当し、英國認可業者に係る業務原則等に違反することが判明したとして、G L G 及び当該元役員に対して制裁金 (Financial Penalty) を課した旨、発表した。

本件は、外国に居住する者が、我が国証券市場において不公正取引を行ったものであるが、当証券取引等監視委員会 (以下「当委員会」という。) が情報を把握した後、英國 F S A と緊密な連携を取った結果、今般の英國 F S A による処分に至ったものである。

(注) 当該元役員は、G L G 株式の 18% を保有し、同社が運用するファンドのトレーダーであった。

2. 事案の概要は、以下の通りである。

(株)三井住友フィナンシャルグループ (以下「SMFG」という。) は、平成 15 年 2 月 17 日の立会取引開始時間前に、3,000 億円以上の規模で優先株式を発行することを公表したが、G L G の当該元役員は上記情報を事前に入手し、同月 12 日から 14 日にかけて、上記情報をを利用して、SMFG 株式の売付けを行い、利得を得た。

これに対して英國 F S A は、G L G 及び当該元役員の行為が、英國法令に違反するとして、G L G 及び当該元役員に対して制裁金を課したものであり、それぞれが英國 F S A に支払う制裁金額及び当該役職員の氏名については、以下のとおり。

氏名	制裁金額
G L G	75 万ポンド
Mr. Philippe Jabre	75 万ポンド

3. 当委員会としては、今回の英國FSAの協力に感謝するとともに、引き続き英國FSAとの緊密な連携に努めて参りたい。

なお、本件は、平成16年にシンガポール通貨監督庁が、当委員会が把握した情報に基づき、我が国証券市場において内部者取引を行ったことを理由に、シンガポール政府投資公社の従業員3名に対して制裁金を課した事例と同様、クロスボーダー取引における違法行為に対する国際的な証券規制当局間の協力の結果であり、今後ともこうした国際的な協力を推進して参りたいと考えている。

我が国証券市場における取引に対して香港の証券先物委員会が行った処分について

平成 18 年 12 月 13 日

証券取引等監視委員会

1. 本日、香港の証券先物委員会 (The Securities and Futures Commission、以下「香港SFC」という。) は、クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーで、香港に居住するステファン・ハグ(以下「ハグ」という。)が日本の証券市場において行った取引に関し、当該行為が、行動規範 (the Code of Conduct) に照らして不適切である等として、ハグに対して香港法令上の懲戒処分を課した (Discipline) 旨、発表した。

本件は、証券取引等監視委員会 (以下「当委員会」という。) から香港SFCに緊密な連携を働きかけた結果、今般の香港SFCによる処分に至ったものである。

2. 香港SFCによる処分事案の概要は、以下のとおりである。

住友軽金属工業㈱(以下「SLM」という。)は、平成15年12月2日の立会取引終了後に、新株予約権付社債を発行することを公表したが、ハグは上記情報を事前に入手し、同情報が公表される前に、SLM株式の売付けを行った。

これに対して香港SFCは、ハグの行為が不適切であり、同人の適格性に問題があるとしている。香港SFCはハグに対し、平成18年12月13日から平成19年4月12日までの4ヶ月間の職務停止処分とした。

3. 本件は、クロスボーダー取引における不公正行為に対する国際的な証券規制当局間の協力の結果であり、当委員会としては、今回の香港SFCの協力に感謝するとともに、今後とも行為者の居住地にかかわらず、我が国証券市場を舞台とする不公正取引に対して厳正に対応し、市場の信頼を高めていくため、海外当局との緊密な連携強化に取り組んで参りたい。

シンガポール政府投資公社の従業員による我が国証券市場におけるインサイダー取引に対して同国通貨監督庁が行った処分について

平成16年10月21日

証券取引等監視委員会

1. 本日、シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore、以下「MAS」という。) は、シンガポール政府投資公社 (Government of Singapore Investment Corporation、以下「GIC」という。) の従業員が日本の証券市場においてインサイダー取引を行ったことが判明したため、同国証券先物法違反として、当該従業員に対して民事制裁金 (Civil Penalty) を課した旨、発表した。

本件は、外国に居住する者が我が国証券市場において証券取引を行うといふいわゆるクロス・ボーダー取引において、インサイダー取引が行われたものであるが、当証券取引等監視委員会が端緒を把握した後、我が国とシンガポールとの間の情報交換取極 (以下「MOU」という。) に基づき、MAS に対して情報提供及び調査依頼を行った結果、今般の MAS による処分に至ったものである。

本件は、クロス・ボーダー取引における違法行為に対する国際的な証券当局間の協力の成果であり、当委員会としては、MAS の協力に対して感謝するとともに、今後ともこうした国際的な協力を促進していきたいと考えている。

2. 事案の概要

(1) (株)三井住友フィナンシャルグループ (以下「SMFG」という。) は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、同社が3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。GIC の従業員 3 名は当該情報を公表前に入手し、同月 13 日、当該情報を利用し、GIC が保有する SMFG 株式の売付け等を行い、当該情報が公表された後の SMFG 株式の価格下落による損失 (約 71 万シンガポール・ドル=約 4,860 万円※) を回避した。当該損失回避による利得は、当該従業員ではなく、GIC に帰属していた。

※ 当時のレート (1 シンガポール・ドル=68.3 円) で換算

(2) MAS は証券先物法第 219 条のインサイダー取引条項により当該従業員 3 名に対して民事制裁金を課した。

当該従業員の氏名及びそれぞれが MAS に支払う民事制裁金額は以下のとおり。

氏名	民事制裁金額
Mr. Lim Kee Chong	40 万シンガポール・ドル
Mr. Teng Cheong Thye	24 万 "
Mr. Choo Yong Cheen	7.5 万 "

(3) MAS が調査した限り、GIC (法人自体) の証券先物法違反の事実は認められなかったが、GIC は自発的に、約 71 万シンガポール・ドル (従業員 3 名の上記取引による利得相当額) を MAS に提供した。

(参考)

1. シンガポールとの間の情報交換取極

平成 13 年 12 月、日本・シンガポール間で締結。両国の証券規制当局が相手国当局からの要請に応じて、市場における取引等に係る情報を相互に提供する枠組み。MOU (Memorandum of Understanding) ともいう。

2. SMFG 株式の株価は、以下のとおり（参照別紙）。

平成 15 年 2 月 14 日（金）終値 403,000 円

2 月 17 日（月）午前 8 時 SMFG が優先株式の発行を公表。

同日終値 374,000 円

3. シンガポール証券先物法第 219 条の概要

未公表で証券の価格に影響を与える重要な情報を入手している内部者が、当該情報が未公表で価格に影響を与える重要なものであることを認識する場合、

①関係する証券の売買を行うこと 【219(2)(a)】、

②他の者をして関係する証券の売買をさせること 【219(2)(b)】、

③上記①②の行為を行いそうな他の者へ未公表で価格に影響を与える重要な情報を伝達すること 【219(3)】、

が禁止されている。

(MAS プレスリリースの日本語仮訳)

MAS が民事制裁金 (Civil Penalty) を執行

シンガポール、2004年10月21日

シンガポール通貨監督庁 (MAS) は証券先物法 (SFA) 第 219 条のインサイダー取引条項違反によりシンガポール政府投資公社 (GIC) の 3 人の従業員に対して民事制裁金を課した。MAS は日本の金融庁 (FSA) および証券取引等監視委員会 (SESC) から本件に関して警告された。MAS は通常の業務手順に従い民事制裁金の調査を行うことを決定した。

2. 本件インサイダー取引違反は、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場されている三井住友フィナンシャルグループ (SMFG) 株式に係るものである。証券先物法は、シンガポール国内での行為に関連して国外で取引される証券もカバーしている。

3. MAS の調査の結果、2003 年 2 月 13 日に、3 人の GIC 職員が、SMFG の転換権付優先株式の発行に関する未公表かつ価格に影響を及ぼす重要情報を利用したことが判明した。発行についての公表後、SMFG の株価は下落しており、SMFG 株式の売却で約 71 万シンガポールドルの損失が回避された。当該利得は問題の GIC 職員には帰属していない。

4. 3 人の GIC 職員、Lim Kee Chong、Teng Cheong Thye、Choo Yong Cheen は民事制裁金の受け入れを承認し、裁判によることなく、法律の規定に基づき、MAS に民事制裁金を支払う。Lim 氏は証券先物法第 219 条 (2) (a)、(2) (b) および (3) 違反により 40 万 S ドルを支払う。Teng 氏は同法第 219 条 (2) (b) 違反により 24 万 S ドルを支払い、Choo 氏は同法第 219 条 (2) (a) 違反により 7 万 5 千 S ドルを支払う。

5. MAS の Shane Tregillis Assistant Managing Director (Market Conduct 部門) は、「インサイダー取引や市場における他の違法行為は、我々の資本市場の高潔さへの投資家の信頼を傷つける。MAS は、我が国の管轄下において、証券先物法違反行為を行うあらゆる者に対して確固たる法執行を行うであろう。民事制裁金の導入により市場違反行為に対する民事提訴が可能となり、市場違反行為に対する追加的な法執行ツールが提供された。個人に課される相当額の罰金は、市場違反行為は許されないと明確なメッセージを市場に送るものである」と述べた。

6. Tregillis 氏は、本件は国際的な規制当局間の協力の重要性と MAS と FSA との協力関係の強さを示すものだと述べた。同氏は「日本の市場での取引に関する FSA からの情報に対応して法執行を行うことで、MAS はクロスボーダー取引における市場の高潔さを確保するため国際的な規制当局間の協力への強いコミットメントをも証明するものである」と述べた。

7. 日・シンガポール新時代経済連携協定の一部として、MAS と FSA は二国間の情報交換取極を締結している。

8. 調査の全段階において、GIC と 3 人の従業員は MAS に全面的に協力した。このことは、民事制裁金の程度に反映されている。

9. MAS の調査では、GIC 自身による証券先物法違反の事実は認められなかった。しかしながら、GIC は自発的に約 71 万 S ドル(3 人の職員による不法行為の結果生じた利得相当額)を MAS に提供したところである。MAS は、当該金額を追加的な消費者金融教育に利用する予定である。